

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

## 記

### 1. 一般競争入札に付する事項： 物品の販売

- (1) 売 買 物 品 名 不用物品（車両） 2台  
第1号物件 乗用自動車（スズキ エスクード）  
第2号物件 軽自動車（ホンダ バモス）
- (2) 規格及び数量 別紙、「物件内訳書」のとおり

### 2. 売買物品の閲覧日時等

- (1) 場 所 鹿児島市浜町12-1 鹿児島森林管理署 駐車場
- (2) 日 時 令和7年8月20日～令和7年9月19日（午前9時～午後4時）  
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）  
第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
- (3) 連絡先 閲覧される際は必ずご連絡下さい。  
（総務グループ経理担当 電話：099-247-7111）

### 3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札者は、「入札注意書」を熟読の上、令和7年9月19日（金）午後4時までに、法人にあっては法人登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等を提出すること。  
なお、共同買受けの場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあってはそれぞれの身分証明書等）を提出すること。

### 4. 入札方法

- (1) 上記1. の物品を入札に付する。
- (2) 必ず売買物品を確認の上、物件毎に入札すること。
- (3) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入すること。  
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気づき落札以前に申し出があっても、誤りの訂正、取り消し等は認めない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする）をもって落札価格とする。
- (5) 郵便入札は認めない。

### 5. 契約条項等を示す場所及び日時（入札注意書、契約書案等）

- (1) 場 所 鹿児島森林管理署 総務グループ
- (2) 日 時 令和7年8月20日～令和7年9月19日（午前9時～午後4時）  
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）  
第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

## 6. 入札、開札の場所及び日時

(1) 場 所 鹿兒島森林管理署 1階 入札室

(2) 日 時 令和7年9月25日(木) 午前10時30分

なお、入札保証金の受付は、午前9時30分から午前10時20分までとする。

## 7. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 入札保証金

### (1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に入札保証金として見積る契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

### (2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

## 9. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 10. 契約保証金

### (1) 契約保証金の額

落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

なお、納付した契約保証金は、売買代金に充当する。

### (2) 契約保証金の国庫への帰属

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属する。

## 11. 契約書作成の要否及び代金支払い方法

契約締結に当たっては、契約書を作成し、代金は契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。

なお、納付期限が休日に当たる場合はその前の平日を納付期限とする。

## 12. その他

本公告に記載なき事項は、入札注意書による。

以上、公告する。

令和7年8月20日

分任契約担当官

鹿兒島森林管理署長 香 月 英 伸

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html> をご覧ください。